

いばらき

第241号

雇用ニュース

2002年5月



一つづじ咲く頃ー（つくば市）いばらき自然環境フォトコンテスト佳作 撮影者 栗原 英博さん

「人材の募集・確保は
ハローワークが応援します!!」

— おもな内容 —

・ 県内の雇用情勢	2
・ 6月は外国人労働者問題啓発月間です！	3
・ 高校就職問題について協議（合同会議の開催）	4
・ 大好きいばらき就職面接会・参加企業募集のお知らせ	6
・ 若年者トライアル雇用事業のご案内	7
・ 茨城県雇用関係主要指標	10

茨城労働局職業安定部

新規求人数は前年同月比8か月連続の減少

就職件数は引き続き（6か月連続）増加

1 概 情

3月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は前年同月比で8か月連続しての減少（3月11.9%減）となりました。製造業においては同12か月連続しての減少（3月26.5%減）、建設業では同4か月連続の減少（3月22.2%減）となりました。

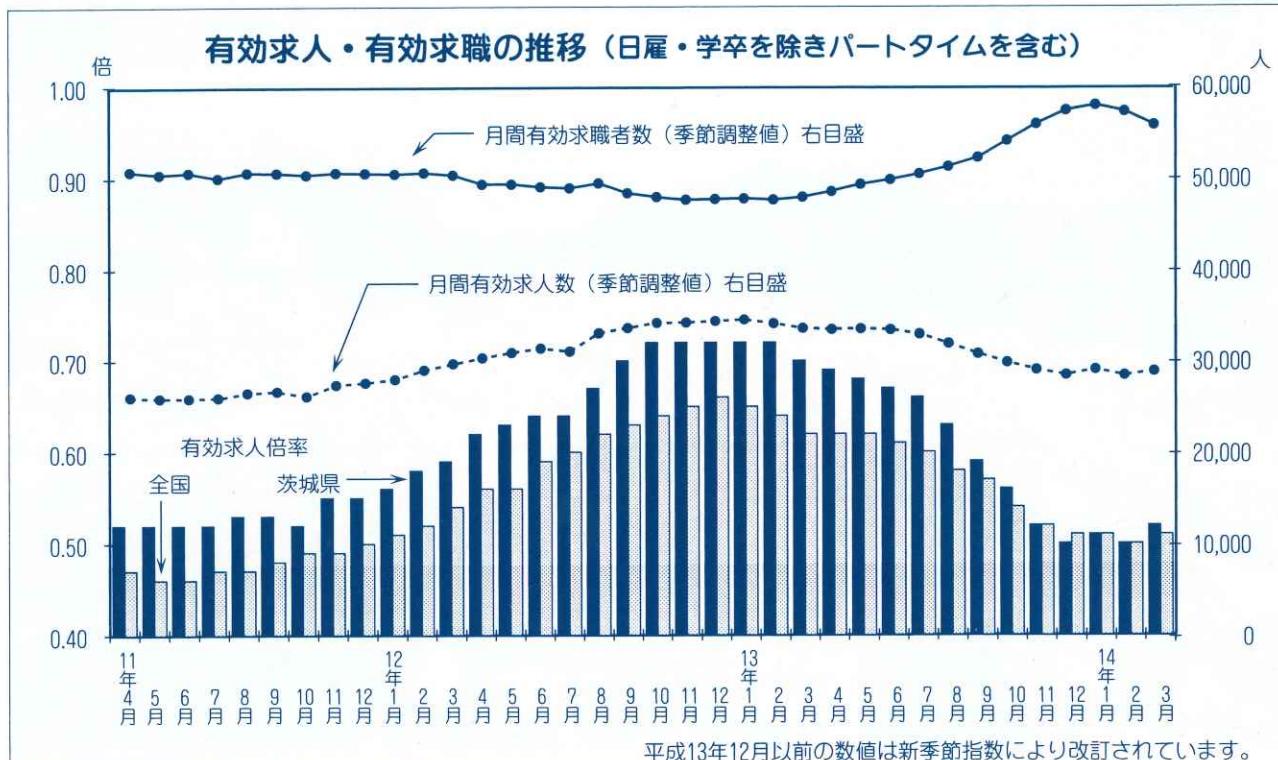
新規求職者数は、事業主都合による離職者が引き続き増加しており、12か月連続（前年同月比）の増加（3月8.6%増）となりました。

有効求人数は前年同月比14.3%減の30,250人となり、有効求職者数は同16.0%増加し56,009人となりました。

求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率（季節調整値）は0.52倍となり、前月に比較し0.02ポイント上回りました。

こうした中で、就職件数は3,510件となり前年同月比では5.2%増加、6か月連続の増加となりました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月との比較では20.0%増加し、21,242人となりました。



2 新規求人の動き

新規求人数は11,311人で、前年同月に比較し、8か月連続して減少しました。

産業別にみると、製造業（前年同月比26.5%減）、建設業（同22.2%減）、サービス業（同6.1%減）、卸・小売業（同4.9%減）、及びその他の産業（同15.4%減）で減少、運輸・通信業（同8.7%増）では増加し、産業計では同11.9%の減少となりました。ちなみに運輸・通信業では8か月ぶりに増加（前年同月比）に転じました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は14,209人で前年同月との比較では12か月連続の増加（3月8.6%増）となりました。

雇用形態別の割合は、一般87.8%、パートタイム12.2%となっており、性別の割合は男性54.3%、女性45.7%となっております。

また、45歳以上の中高年齢者の占める割合は28.7%で前月（2月27.4%）より1.3ポイント高くなっています。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は4,272人で前年同月に比較し6.0%増加しました。新規求職者数に占める割合は30.1%で前年同月（30.8%）より0.7ポイント低くなっています。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は23.4%を占めるとともに、前年同月に比較し111.9%増加しております。

雇用保険受給者実人員は、前年同月に比較し9か月連続して増加、21,242人となり、引き続き高水準で推移しております。

6月は外国人労働者問題啓発月間です!

“外国人労働者の適正な雇用・労働条件の
確保と不法就労の防止に理解と協力を”

月間中のポスター・パンフレットの配布等によるキャンペーン活動の他、厚生労働省では次のような外国人雇用対策を行っております。

◇ 「外国人雇用状況報告制度」の実施

毎年6月1日現在の各事業所における外国人労働者の雇用状況の報告について御協力をお願いします。

◇ 外国人雇用管理アドバイザー制度を是非ご活用下さい。

○外国人労働者の雇用管理上のお悩みや相談・援助（雇用管理改善等）

○外国人労働者の職業生活上の問題についての相談

外国人労働者を雇用している事業主の皆様、お気軽にご利用ください。

相談は無料です。（詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせください。）

◇ 外国人雇用サービスコーナーの設置（通訳配置）

現在、県内では水戸・下館・土浦の各安定所にそれぞれ週2日通訳を配置しています。

※外国人求職者等に対して職業相談・職業紹介等のサービスの充実を図っています。

その他 東京都・大阪府「外国人雇用サービスセンター」

（留学生、専門的・技術的分野の外国人が対象）

東京都・愛知県「日系人雇用サービスセンター」（日系人対象）

◇ 不法就労の防止及び是正

◆ 詳しいお問い合わせは、最寄りのハローワーク又は茨城労働局職業安定部職業対策課まで
(TEL 029-224-6219)



高校就職問題について協議

茨城県職業指導連絡協議会も合同開催

4月23日（火）、「茨城県高等学校就職問題検討会議（以下、「検討会議」という。）」が、水戸市内のホテルで開催されました。

新規高卒者の就職（内定）状況は大変厳しい状況で推移しております。こうした中で、昨年7月に設置された「文部科学・厚生労働連携協議会」は「高卒者の職業生活への移行に関する中間報告」を踏まえて、各地域がそれぞれの事情にあわせて問題点の是正に取り組めるよう、いくつかの施策を提案しております。具体的には、生徒・企業が互いに納得のいく仕事や企業、人材を選べる仕組みの整備にあたっての選択肢のほか、就職を円滑に実現するための方策等を提案しております。

これを受け、これまで、茨城労働局及び茨城県教育庁では、「検討会議」の開催に向けた準備作業を進めてまいりました。

同時に平成15年3月新規中学・高校卒業予定者の求人受理の開始を目前に控え、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るために、例年開催している「茨城県職業指導連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）」の開催との重複を避けること也有り、今回は合同開催の運びとなりました。

茨城労働局・山形職業安定部長のあいさつに続いて、事務局より提案された「検討会議開催要領」が採決されるとともに、平成14年3月新規学校卒業者の就職状況が報告されました。

引き続き平成15年3月新規学校卒業者の採用に関する指針のほか、求人の共有化の推進、地域の実情を考慮した応募・推薦方法の見直しについて、改善に向けた意見交換が実施されました。

さらに、当日の意見・提案等を踏まえて、5月9日（木）改めて合同開催された第2回会議において、平成15年3月新規学校卒業者の採用に関する指針（申し合わせ）は次のような内容で決定されました。

申し合せ

平成15年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るために、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

第1 求人受理及び推薦、選考時期等について

1 新規中学校卒業予定者

(1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、平成14年6月20日から受理するものであること。

(2) 他安定所への連絡求人は平成14年7月1日以降開始するものであること。

(3) 推薦、選考は平成15年1月1日以降（推薦については文書到達主義）開始するものであること。

2 新規高等学校卒業予定者

(1) 求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において、平成14年6月20日以降開始するものであること。

(2) 安定所の確認した高卒用求人票の求人者への返戻は、平成14年7月1日以降行うものであること。

したがって、高等学校においては、安定所の確認を受けた求人票により平成14年7月1日以降に求人を受理するものであること。

(3) 他安定所への求人連絡は平成14年7月1日以降開始するものであること。

(4) 推薦は、平成14年9月5日以降（文書到達主義）とし、選考開始の時期は平成14年9月16日以降であること。

なお、平成14年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。

ただし、高卒用求人票に安定所の確認を受けた求人票（同写）によらない求人申込みに対しては、高等学校は生徒の推薦を行わないものであること。

第2 家庭訪問の取扱いについて

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

第3 学校訪問の取扱いについて

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

第4 文書募集の取扱いについて

中卒者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。

高卒者を対象とする文書募集は、9月末日までは行わないものであること。

10月以降にこれを行う場合には、次の条件によること。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2) 求人管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
- (3) 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

第5 応募書類の取扱いについて

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

第6 採用選考について

- 1 採用選考にあたっては、出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適正と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるよう配慮するものであること。
- 2 男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がされるよう配慮するものであること。

第7 選考の通知について

選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対し通知を行うこと。

第8 就業開始日について

新規中学校及び高等学校卒業予定者の使用開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）の時期は卒業後とするものであること。

平成14年5月9日

茨城県経営者協会会長
茨城県銀行協会理事長
茨城県商工会議所連合会会長
茨城県商工会連合会会長
茨城県中小企業団体中央会会长
茨城県教育委員会教育長
茨城県高等学校校長協会会長
茨城県高等学校教育研究会会长
茨城県産業教育振興会理事長
茨城県学校長会会長
茨城県教育研究会会长
茨城県総務部長
茨城県商工労働部長
茨城労働局職業安定部長

（※ アンダーライン部分は、今回の「申し合わせ」に新たに追加された内容です。）

大好きいばらき就職面接会参加企業募集のお知らせ

大学・短大・専修学校の平成15年3月卒業予定者及び平成14年3月卒業で未就職者を対象に「大好きいばらき就職面接会」を下記の会場において開催いたします。

参加を希望する事業主の皆様は、**求人票とともに就職面接会参加申込書**を最寄りのハローワーク（公共職業安定所）に提出くださるようお願いいたします。

○ 日時・会場

水戸会場	日 時 場 所 募 集 企 業	平成14年6月25日(火) 午後1時～4時 サンシャイン常陽 (水戸市白梅2-3-86) 80社
下館会場	日 時 場 所 募 集 企 業	平成14年6月28日(金) 午後1時～4時 三の丸ホテル「ダイアモンドホール」 (下館市玉戸1053-4) 40社
東京会場	日 時 場 所 募 集 企 業	平成14年7月3日(水) 午後1時～4時 中野サンプラザ (東京都中野区中野4-1-1) 40社
つくば会場	日 時 場 所 募 集 企 業	平成14年7月5日(金) 午後1時～4時 グランド東雲 (つくば市小野崎488-1) 80社

○ 申込 平成14年5月7日(火)から平成14年5月24日(金)まで
ただし、上記募集企業数になり次第締め切ります。

○ 主催 茨城労働局・県内各ハローワーク・茨城県

○ お問い合わせ 茨城労働局職業安定課 TEL 029-224-6218

最寄りのハローワーク

または、茨城県商工労働部労働政策課 TEL 029-301-3645
までお願いいたします。

申込みはお早めに！

(求人票及び就職面接会参加申込書は最寄りのハローワークにございます。)



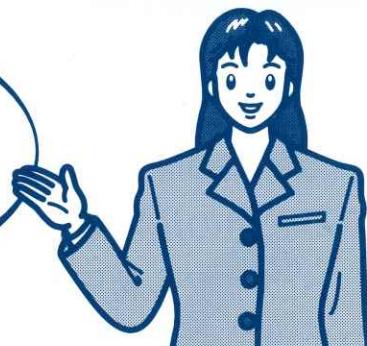
若年者トライアル雇用事業のご案内

厚生労働省では、30歳未満の若年者を対象とするトライアル雇用事業を平成13年12月から開始しています。

トライアル雇用には、次のような特長があります。

- ①ハローワークが紹介する若年者を3か月までの短期間、試行的に雇っていただき、その間、実務能力の向上を図ります。
- ②このトライアル雇用に対して一定の奨励金を支給することで企業における初期の費用負担の軽減を図ります。
- ③企業は、トライアル雇用中に若年者の業務遂行能力を見極めた上で、本採用するかどうかを決めることができます。特に、複数の採用候補の若年者から最適の人材を採用することもできます。
- ④若年者にとっても、企業の求める能力・技術を実感し、努力することで、その後の本採用に結びつけることが可能です。

ハローワークからのトライアル雇用のすすめに対して積極的な検討をお願いします。



厚 生 労 働 省
雇用・能力開発機構

1 若年者トライアル雇用の概要

ハローワークが紹介する若年者を事業主が短期間（原則3か月ですが、1か月又は2か月の実施も可能です。）雇用し、その間、業務遂行に必要な指導のほか必要に応じて、事業所内での研修、専修学校等外部の教育機関での訓練等、若年者の能力開発を行っていただきます。

トライアル中の指導内容、利用可能な研修、教育機関についてはハローワーク又は雇用・能力開発機構都道府県センターまで、お気軽にご相談下さい。

トライアル雇用を実施する事業主には次の奨励金が支給されます。（ただし、要件に該当しない場合がありますので右頁の留意事項をよくお読み下さい。）

2 奨励金の支給

トライアル雇用を実施する事業主には、トライアル雇用を実施する若年者1人につき、1か月当たり50,000円が支給されます。（ただし、トライアル中の賃金が10万円未満の場合は、月額給与の2分の1相当の支給となります。）

トライアル雇用中に教育訓練等を行った場合は、外部の教育機関・講師に支払った費用、教材購入に要した費用が支給されます（上限60,000円）。

3 トライアル雇用の実施

ハローワークでは若年求職者との相談の中で、職業経験や労働市場の状況などを考慮して、就職のためにトライアル雇用を経ることが適当だと思われる方を適当な求人者の方にご紹介します。

トライアル雇用の趣旨をご理解いただき、受入可能であれば採用面接を実施し、トライアル雇用を実施するかどうかを決めていただきます。

トライアル雇用実施に当たって、既にハローワークにいただいている求人と異なる条件で実施する場合には、若年者にその内容をよく説明していただくとともに、求人票の変更箇所をハローワークに御連絡下さい。

4 計画書の作成

トライアル雇用開始後、トライアル雇用中の措置について、「若年者トライアル雇用活用計画書」を提出していただきます。計画書には、トライアル雇用中に実施する措置の内容（どのような指導・訓練を実施するのか）、本採用のための要件（どのくらいの業務遂行が可能であれば本採用できるか）を記入していただき、若年者の同意を得た上で、ハローワークに提出していただきます。記入に当たっては、対象となる若年者と十分話し合っていただくとともに、不明な点があればハローワークにご相談下さい。

5 留意事項

この事業の対象になるのは、ハローワークに求職登録している30歳未満の若年者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れた場合です。（紹介状に「トライアル雇用」と明記されています。）

トライアル雇用の実施は、事業所に本採用を義務づけるものではありません。本採用するかどうかは、トライアル雇用中の若年者の働きにかかるています。事業所の方には若年者の能力を引き出すような指導をしていただくようお願いしますが、どうしても能力等において無理な場合は、トライアル雇用だけで終了してもかまいません。その場合、本人のためにも、何が足りなかったのか、どんなところが悪かったのかを本人にご示唆いただくようお願いします。

※ 次の場合、この事業の対象にはなりませんのでご注意下さい。

- ・ 過去6か月の間に労働者の解雇を行った場合。
- ・ 過去3年以内に雇用したことのある若年者を再び雇用する場合
- ・ 労働保険の一般保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第1項第1号の一般保険料をいいます。）を過去2年を超えて滞納している事業主の場合。
- ・ 過去3年以内に雇用保険三事業の助成金を不正に受け、又は受けようとした事業主の場合。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人件数			新規求職申込件数		月間有効(月平均)		就職件数 全　数	雇用保険 受給者 実人 (基本手当分)
	全　数	うち 2次産業	うち 3次産業	全　数	うち 中高年	求人全数	求職全数		
11年度月平均	10,870	4,003	6,795	11,930	3,375	27,515	50,849	3,036	20,662
12年度月平均	12,762	4,705	7,976	11,424	3,288	33,366	48,825	3,218	19,650
13年度月平均	11,963	3,567	8,303	12,927	3,724	31,151	53,472	3,266	21,413
12年4月	11,890	4,276	7,555	15,200	5,190	30,724	53,670	3,498	18,521
5	11,036	4,126	6,854	12,878	3,607	30,124	53,693	3,362	19,713
6	11,893	4,274	7,528	11,784	3,200	29,844	52,404	3,566	20,060
7	12,372	4,791	7,510	10,834	3,200	30,312	50,811	3,211	20,384
8	13,424	5,342	8,030	11,138	3,430	32,923	50,054	3,195	21,873
9	14,107	5,168	8,836	11,125	2,874	35,488	49,073	3,342	20,588
10	14,307	5,310	8,848	11,659	3,256	37,196	49,600	3,535	20,594
11	12,532	4,794	7,678	9,274	2,554	35,828	47,193	3,170	20,180
12	11,272	4,144	7,081	7,336	2,188	33,203	42,607	2,750	18,990
13年1月	14,184	5,086	8,971	11,763	3,302	34,210	43,717	2,602	18,780
2	13,279	4,749	8,442	11,013	2,937	35,255	44,810	3,049	18,419
3	12,842	4,394	8,380	13,089	3,715	35,282	48,267	3,336	17,697
4	12,443	4,162	8,128	15,761	5,267	33,632	52,576	3,394	17,584
5	12,494	3,788	8,631	13,039	3,234	32,670	53,645	3,410	19,894
6	12,275	3,853	8,368	11,964	3,231	31,665	53,120	3,325	19,596
7	12,515	3,829	8,515	11,783	3,394	32,279	52,550	3,424	21,004
8	12,265	3,710	8,456	11,895	3,304	31,782	51,950	3,118	22,028
9	12,355	3,891	8,396	12,650	3,356	32,390	52,779	3,295	21,805
10	13,110	3,672	9,307	14,726	4,273	32,661	55,929	3,708	23,120
11	10,951	3,142	7,737	12,163	3,406	30,427	55,316	3,302	22,768
12	9,301	2,825	6,419	8,921	2,793	27,621	51,084	2,762	22,726
14年1月	12,761	3,469	9,207	14,952	4,773	28,914	52,998	2,732	22,925
2	11,770	3,174	8,530	13,065	3,575	29,523	53,705	3,209	22,268
3	11,311	3,294	7,947	14,209	4,079	30,250	56,009	3,510	21,242

項目 年・月	求人倍率(季節値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者			
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員			
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
11年度月平均	0.91	0.90	0.54	0.49	▲1.4	4.1	6.0	3.1	6.1	5.7	8.3	1.5	320	4.7
12年度月平均	1.11	1.08	0.68	0.62	17.4	20.0	▲4.2	▲0.7	6.0	6.0	▲4.9	▲3.6	320	4.7
13年度月平均	0.93	0.96	0.58	0.56	▲6.3	▲3.7	13.2	8.6	1.5	1.8	9.0	7.5	348	5.2
12年4月	1.09	1.02	0.62	0.56	16.5	5.5	▲10.6	▲6.7	11.3	1.9	▲4.0	▲4.6	346	4.8
5	0.99	0.99	0.63	0.56	16.6	29.8	5.8	5.7	15.2	12.2	1.7	1.7	328	4.6
6	1.06	1.08	0.64	0.59	18.7	26.5	▲4.4	▲0.9	9.4	8.2	▲4.3	▲4.0	321	4.7
7	1.08	1.06	0.64	0.60	17.7	17.2	▲5.1	▲5.1	8.2	7.1	▲4.3	▲4.8	307	4.7
8	1.08	1.08	0.67	0.62	25.3	29.7	1.3	2.7	13.8	10.3	▲1.4	▲3.1	310	4.6
9	1.17	1.09	0.70	0.63	20.8	25.2	▲10.5	▲1.3	2.6	7.9	▲5.9	▲6.3	320	4.7
10	1.19	1.14	0.72	0.64	27.6	25.8	▲1.2	2.2	11.6	12.2	▲3.5	▲3.0	314	4.7
11	1.20	1.13	0.72	0.65	12.7	25.7	▲7.1	▲2.5	▲3.7	4.2	▲5.3	▲4.1	309	4.8
12	1.18	1.14	0.72	0.66	24.3	27.1	▲4.7	▲1.4	10.0	8.2	▲7.5	▲5.2	298	4.8
13年1月	1.16	1.11	0.72	0.65	17.8	16.7	▲4.5	▲2.3	5.0	3.5	▲6.1	▲3.0	317	4.8
2	1.14	1.09	0.72	0.64	11.1	13.1	▲6.1	▲1.3	▲1.1	1.4	▲9.1	▲4.4	318	4.7
3	1.09	1.06	0.70	0.62	3.0	8.3	▲1.5	2.6	▲6.2	▲1.1	▲9.2	▲2.2	343	4.7
4	1.10	1.07	0.69	0.62	4.7	10.3	3.7	4.5	▲3.0	1.0	▲5.1	0.4	348	4.8
5	1.11	1.07	0.68	0.62	13.2	10.4	1.3	3.1	1.4	5.4	0.9	7.4	348	4.9
6	1.06	1.06	0.67	0.61	3.2	▲1.1	1.5	▲1.3	▲6.8	▲0.3	▲2.3	2.1	338	4.9
7	1.01	1.01	0.66	0.60	1.2	3.1	8.8	8.2	6.6	5.0	3.0	6.9	330	5.0
8	0.93	0.99	0.63	0.58	▲8.6	▲3.9	6.8	4.2	▲2.4	▲2.0	0.7	4.7	336	5.0
9	0.89	0.97	0.59	0.57	▲12.4	▲8.5	13.7	2.7	▲1.4	▲4.7	5.9	6.7	357	5.3
10	0.85	0.90	0.56	0.54	▲8.4	▲7.2	26.3	19.2	4.9	4.0	12.3	9.6	352	5.4
11	0.81	0.90	0.52	0.52	▲12.6	▲7.1	31.2	16.4	4.2	3.2	12.8	9.6	350	5.4
12	0.79	0.91	0.50	0.51	▲17.5	▲14.0	21.6	8.3	0.4	▲1.1	19.7	11.2	337	5.5
14年1月	0.82	0.85	0.51	0.51	▲10.0	▲8.6	27.1	18.2	5.0	7.9	22.1	13.2	344	5.3
2	0.85	0.88	0.50	0.50	▲11.4	▲7.2	18.6	16.4	5.2	3.7	20.9	10.8	356	5.3
3	0.89	0.94	0.52	0.51	▲11.9	▲7.5	8.6	5.3	5.2	1.2	20.0	7.6	379	5.2

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均

2. ▲印は減少を示す。
4. 平成13年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。